

定 款

GO 株式会社

2026 年 6 月 4 日最終改正

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社はGO株式会社と称し、英文ではGO Inc.と表示する。

(目 的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) インターネットを利用したサービス、システム及びアプリケーション企画、開発、運用、導入に関するコンサルティング及び保守サービス業務
- (2) インターネットを利用した決済代行サービスの企画、開発、運営、管理業務及びそれらの仲介並びに代金決済システムの導入代行業務
- (3) 車載システムの企画、開発、販売、導入に関するコンサルティング及び保守サービス業務
- (4) 陸上運送業、運送取扱業、貨物利用運送事業、運送取次事業及びそれらの代理業
- (5) 各種広告、宣伝、マーケティングリサーチ及び代理業務
- (6) データ解析の受託及びコンサルティング業務
- (7) 情報処理システムの受託開発、コンサルティング及び保守サービス業務
- (8) インターネットを利用した求人求職情報の企画、開発、提供及びそのシステムの運営
- (9) 労働者派遣業務
- (10) 有料職業紹介業務
- (11) 教育、研修及び教材の提供
- (12) 情報処理機器の斡旋と販売
- (13) 会社経営の帳簿の記帳に関する事務の代行業務
- (14) 旅行業法に基づく旅行業
- (15) 旅行業者に対する旅行代行業務
- (16) 損害保険代理業
- (17) 生命保険の募集に関する業務
- (18) 貸金業及びその仲介業、集金代行業並びに資金移動業
- (19) レンタル及びリース業
- (20) 電力その他のエネルギーの供給に関する事業
- (21) 小売電気事業並びにその媒介、取次及び代理業務
- (22) 発電事業及びその企画、開発、運営、管理業務
- (23) 電力に関する需給調整事業及びその企画、開発、運営、管理業務
- (24) 温室効果ガス排出権及びカーボンクレジット等の取引に関する事業
- (25) 古物営業法に基づく古物商
- (26) 前各号に係わる調査、研究並びにコンサルタント業
- (27) 前各号に付帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を東京都港区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(機関の設置)

第 5 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、310,700,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程によるものとする。

第 3 章 株主総会

(招 集)

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 5 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

- 第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役会長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

- 第 15 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 16 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は 1 名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。
2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

- 第 17 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(電子提供措置等)

- 第 18 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

- 第 19 条 当会社の取締役は、9 名以内とする。
2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

(取締役の選任の方法)

- 第 20 条 取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。
2. 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 3. 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第 21 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 3. 補欠又は増員により選任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。
 4. 補欠として選任した監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
 5. 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第 22 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
2. 取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役会長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(決議の方法)

- 第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

- 第 26 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

- 第 27 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定

の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会議事録)

第 28 条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

(取締役の報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)については、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

- 第 31 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

- 第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会議事録)

第 33 条 監査等委員会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した監査等委員がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(監査等委員会規程)

第 34 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程によるものとする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任の方法)

第 35 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

- 第 36 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 38 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 39 条 当社の事業年度は、毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 40 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

- 第 41 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 5 月 31 日とする。
2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 11 月 30 日とする。
3. 前 2 項のほか、基準日を定め、剰余金の配当を行うことができる。

(配当の除斥期間)

第 42 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

【附則】

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 47 期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。